

指定特定相談支援事業所 管理者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

計画相談支援給付費の報酬請求について（案内）

日頃から本市障害福祉行政に御理解いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、平成 30 年 4 月の報酬改定において、計画相談支援費の報酬請求等に関するお問い合わせが多くなっていることから、平成 30 年 5 月 9 日に「ウェルネットなごや」の事業者向け新着記事に、お問い合わせが多い資料を掲載したところでございますが、現在も計画相談支援費の算定について、お問い合わせや誤りが多い以下の点を、改めて周知をさせていただくものです。

1 サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費にかかる経過措置について

【平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの取扱い】

サービス種類	療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（日中サービス型に限る）	左記以外
適用する単価	サービス利用支援費 (I) 1458 単位 (II) 729 単位 継続サービス利用支援費 (I) 1207 単位 (II) 603 単位	経過的サービス利用支援費 (I) 1611 単位 (II) 806 単位 経過的継続サービス利用支援費 (I) 1310 単位 (II) 655 単位
その他		初回加算の算定は不可

※ 経過的サービス利用支援費（以下、「旧単価」という。）を適用するサービスと、改正後のサービス利用支援費（以下、「新単価」という。）を適用するサービスを併せて利用する者に係るサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費については、新単価を算定します。

例) ・居宅介護と生活介護の決定者のサービス利用支援費 →旧単価
・居宅介護と就労定着支援の決定者のサービス利用支援費 →新単価

※ お問い合わせや誤りが大変多くなっております。国の報酬告示や留意事項通知、Q&A 等をご確認いただきますようお願いいたします。

2 計画相談支援の過誤調整について

旧単価で請求すべきところを、誤って新単価で請求した場合、過誤調整を行う必要があります。今後、報酬請求をされる際は、上記 1 の点を踏まえ、請求データに誤りがないかご確認ください。なお、過誤調整を行う場合につきましては、実施する前に請求担当へご一報いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

障害者支援課認定支払係 (TEL 052-972-2639)
請求担当 (TEL 052-972-2602)